

令和5年9月29日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

令和5年10月以降における新型コロナウイルス感染症に係る
医療費等公費支援の取扱いについて

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課より、標記に関して、令和5年9月28日付で、下記のとおり連絡がありました。

今回の大阪府からの通知では、外来および入院医療費の自己負担に係る公費支援の範囲（外来の患者負担上限額1割：3,000円、2割：6,000円、3割：9,000円）、対象（ラゲブリオ等の治療薬）、公費負担者番号（変更なし）等について記載されております。

また、別添資料で、「患者等に対する公費負担の取扱い関係」のQ&A、および「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」が発出されております。

Q&Aでは、「生活保護単独の被保護者に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合には、その薬剤費について、全額（10割）を公費支援の対象とする」他、「公的医療保険に加入していない方に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合、その薬剤費については、全額自己負担となる」等が示されております。

なお、例えば、大阪府福祉医療費助成制度の医療証（公費番号80等）をお持ちの患者さんについては、患者負担上限額は、コロナ治療薬の負担を含めて1日500円が上限となります。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和5年10月以降に係る公費支援の取扱い

＜外来医療費の自己負担に係る公費支援＞

【公費支援の範囲】

医療保険の自己負担割合の区分ごとに設定された患者の負担上限額を除いた額

※患者の負担上限額

1回の治療当たり、1割：3,000円、2割：6,000円、3割：9,000円

【対象】：変更なし

※経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシェルド」の薬剤費に限る。

【公費負担者番号等】：変更なし

※公費負担者番号：28270809、公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

【適用期間】：令和6年3月末診療分まで

なお、国が、希望する医療機関等に無償配布している治療薬については、引き続き薬剤費は発生しません。（公費支援の対象にはなりません。）

<入院医療費の自己負担に係る公費支援>

【公費支援の範囲】

10月以降は入院医療費の一部軽減制度を優先的に適用し、適用とならなかった場合のみ治療薬の一部軽減制度が適用となります。

○入院医療費の一部：治療薬を含む高額療養費制度に係る自己負担限度額から軽減した原則1万円（所得により変動あり。詳細は【参考】の「新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について（R5.10月以降）」をご確認ください。）

※高額療養費に関する問合せは、患者が加入する医療保険者へお願いします。

○治療薬：上記、<外来医療費の自己負担に係る公費支援>の取扱いと同様

【対象】 変更なし

※新型コロナ治療薬の薬剤費または当該感染症治療に係る入院医療費の一部

【公費負担者番号等】：変更なし

※公費負担者番号：28270700、公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

【適用期間】：令和6年3月末診療分まで

2. 公費負担請求について

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担部分を含む医療費の請求については、診療月から数カ月遅れて実施される場合が見受けられます。5類化前の制度も含め、医療機関において未請求の医療費がないか今一度ご確認ください、ある場合には、速やかに請求いただきますようご協力の程お願いいたします。

なお、令和5年4月30日までの入院に係る公費負担手続きに関する問い合わせは、患者に対し入院勧告を行った保健所又は発生届を提出した保健所までお願いいたします。

3. 治療薬の自己負担軽減の見直しに関する周知用リーフレットについて

国において、別紙のとおりリーフレットを作成されております。必要に応じ、患者等への周知にご活用ください。

【参考（府ホームページ）】：新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について（R5.10月以降）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/coronairyouhi-5rui10.html>

【連絡先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 検査グループ

TEL : 06-4397-3204

担当事務局 : 大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001